

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

(1) 第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～32年度）における第1号被保険者の保険料について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）等の規定に基づき算出した額を保険料額とする。

なお、算出にあたっては、介護給付費準備基金の活用により当該期間における介護保険料の上昇抑制措置を講じる。

また、保険料段階を国の所得区分に基づいて多段階化を実施するとともに、激変緩和措置として区独自に住民税非課税一部の層及び一定所得層について、国基準負担割合を緩和し軽減を図る一方、上位所得者については国基準を超える独自基準を設定する。

(2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第三章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>平成三十年度から平成三十二年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 <u>三万六千百円</u></p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 <u>五万六千円</u></p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 <u>五万四千二百円</u></p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 <u>六万四千四百円</u></p>	<p>第三章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>平成二十七年度から平成二十九年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 <u>三万三千九百円</u></p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 <u>四万七千四百円</u></p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 <u>五万八千円</u></p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 <u>五万七千五百円</u></p>

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者  
七万二千二百円

六 次のいずれかに該当する者 八万三千  
百円

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第三十八条第四項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 九万三百  
円

イ 合計所得金額が百二十万円以上二百  
万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者  
六万七千七百円

六 次のいずれかに該当する者 七万七千  
九百円

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が百二十万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 八万四千  
六百円

イ 合計所得金額が百二十万円以上百九  
十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条

第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 十万千八百

イ 合計所得金額が二百万円以上三百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 十一万九千二百円

イ 合計所得金額が三百万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十三万円

イ 合計所得金額が四百万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

八 次のいずれかに該当する者 九万四千八百円

イ 合計所得金額が百九十万円以上二百九十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

九 次のいずれかに該当する者 十一万七千七百円

イ 合計所得金額が二百九十万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。)

十 次のいずれかに該当する者 十二万九千九百円

イ 合計所得金額が四百万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十五万  
千七百円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十八万  
六百元

イ 合計所得金額が七百五十万円以上一千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 二十万  
二千三百円

イ 合計所得金額が一千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十四万  
二千二百円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十五万  
五千七百元

イ 合計所得金額が七百五十万円以上一千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 十六万  
九千三百円

イ 合計所得金額が一千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万二千二百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十五 前各号のいずれにも該当しない者 二十五万二千八百円

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十九年度から平成三十二年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万二千五百円とする。

#### 第四章 罰則

（過料）

第二十三条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

条例制定時の付則

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 十八万九千六百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十五 前各号のいずれにも該当しない者 二十一万六千七百円

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、三万五百円とする。

#### 第四章 罰則

（過料）

第二十三条 区長は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

条例制定時の付則

第一条から第五条まで（略）

（延滞金の割合の特例）

第六条 当分の間、第十六条に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

第七条（略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区介護保険条例第十条の規定は、平成三十年度分の保険料から適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第一条から第五条まで（略）

（延滞金の割合の特例）

第六条 当分の間、第十六条に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

第七条（略）